

女性求職者就労促進事業業務委託に係る
企画提案仕様書**1 業務名称**

女性求職者就労促進事業業務委託

2 事業概要・目的

就労困難な事情を抱えた女性や、結婚・出産・子育て等の理由により離職し再就職を目指す女性を対象に、就労支援講座、セミナー、キャリアコンサルティングの実施及び事業者とのマッチングの機会の提供等の支援を実施することで就労を実現することを目的とする。

3 業務内容**(1) 市内在住の女性を対象に次の業務を行う。**

- ア 働くための意識作りに資する就労支援講座の実施
 - a 講座の実施回数は5日間（1日あたり2時間程度）以上とする。
 - b 主に、再就職を見据え、就業中断期間からの社会復帰を目指す女性を対象とすること。
 - c 講座受講者に対し、必要に応じて、託児等の子ども預かりサービスを提供すること。
- イ キャリアアップに資する就労支援講座の実施
 - a 講座の実施回数は5日間（1日あたり2時間程度）以上とする。
 - b 主に、非正規雇用から正規雇用への転換や、キャリアアップとなる転職を目指す女性を対象とすること。
 - c 講座受講者の多くは在職者であることが見込まれるため、受講しやすいよう、受講方法や開催日時について工夫すること。
 - d 講座受講者に対し、必要に応じて、託児等の子ども預かりサービスを提供すること。
- ウ 再就職に向けた自己理解およびキャリアの再構築に資するセミナーの実施
 - a セミナーの実施回数は1回（1回あたり2時間程度）以上とする。
 - b 自己の棚卸し等を通じて、希望業種や希望する働き方を再確認するきっかけとなる内容とする。
 - c セミナー受講者に対し、必要に応じて、託児等の子ども預かりサービスを提供すること。
- エ 再就職に向けた実践的な就職活動対策に資するセミナーの実施
 - a セミナーの実施回数は1回（1回あたり2時間程度）以上とする。
 - b 履歴書や職務経歴書の書き方、面接のロールプレイングや面接時のマナーを教示する内容とする。
 - c セミナー受講者に対し、必要に応じて、託児等の子ども預かりサービスを提供すること。

- オ 個々のニーズに即したキャリアコンサルティングの実施
- a 就労支援講座及びセミナー受講者を対象に、キャリアコンサルティング（職業の選択、職業生活設計または職業能力の開発及び向上に関する相談に対応し、助言や指導等）を行うこと。
 - b キャリアコンサルティングの実施にあたっては、対面、オンライン、電話による個別相談のいずれかの手法を選択し、相談者の状況や希望に応じて柔軟に対応すること。
 - c キャリアコンサルタントの国家資格を有する者がキャリアコンサルティングにあたること。
 - d 実施期間は契約期間内とすること。
- カ 再就職後のミスマッチを最小化し、より良い職場を見つけるための市内事業者とのマッチングの機会の提供
- a 講座及びセミナー受講者を含めた全ての希望者が参加できる機会を提供すること。
 - b 参加者と市内事業者が密にコミュニケーションを図ることができるよう、工夫すること。
- キ 釧路市役所の各部署及び関係機関との連携
- a 事業を実施するにあたり、釧路市役所のこども保健部各課、総合政策部市民協働推進課、福祉部社会援護課等の就職を希望している女性が集まりやすい各部署と連携し、参加者の募集と就職マッチングに努めること。
 - b 講座及びセミナー受講者のニーズに合わせ、履歴書作成や面接のロールプレイングの実践等の支援が可能な機関や、働き方の選択肢に合わせた相談先機関の提示を行うこと。

4 成果目標

本業務の実施により、各項目において適切な参加人数を募り、15名以上の就労を実現すること。なお、ここで言う就労とは、単一の雇用主と直接雇用契約を締結する継続的な正社員、契約社員、またはパート・アルバイトとしての勤務、もしくは自ら事業を営む起業を指すものとし、単発または短期間の就労（いわゆるスポットワーク）は成果の対象外とする。

5 完了報告

すべての業務の完了後、各業務内容についての完了報告をすること。

6 委託料の支払について

受託者は、本業務に係る委託契約約款に基づき、業務遂行に必要と認められる範囲において、前金払または概算払を請求できるものとする。

7 再委託

技術的問題等合理的な理由があれば業務の一部を再委託することは可能である。なお、当該業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を市に提示し、承認を得ること。ただし、責任者の再委託は認めない。

再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

8 機密の保持

受託者は、各種業務に係る調査票・入力データ及びその他の書類を厳正に管理するものとし、業務上知りえた機密を保持する義務を負う。

9 協議

調整等の必要が生じたときはその都度委託者と受託者双方との間で協議するものとする。

10 業務の遂行について

受託者は誠意をもって業務を遂行するものとする。